

## 宮城県市町村意見概要

資料2参考②

3月28日に開催された宮城県の市町村長会議終了後に、宮城県が1.候補地の選定手順、2.選定条件として考慮すべき事項、3.地域振興策について、全市町村長に調査を行い、4月25日時点で提出された意見を集約したもの。今後、追加的に市町村が宮城県に提出した意見は次回以降の会議でお示しする。

### 1. 最終処分場等の候補地選定手順について

- ①国側から複数の候補地の提示を受けて段階的に絞り込んでいく手順とする
- ②国側から絞り込みのプロセスの明示を受けた上で1ヶ所の提示を受ける手順とする
- ③その他

選択肢	選択数	理由
① 国側から複数の候補地の提示を受けて段階的に絞り込んでいく	<u>10</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の候補地で説明を続けながら段階的に絞り込んでいく方がより丁寧で、選定過程の透明性が確保でき、候補地として選定された市町村や住民の理解が得られやすい。 (4市町村)</li> <li>・複数の候補地とすることで選定委員会等によるより慎重な審議が期待できる。(2市町村)</li> <li>・それぞれの地域の特性等を勘案した議論ができ、県内市町村の共通理解が醸成されやすい。(2市町村)</li> <li>・候補地1箇所の提示で受入れの了解が得られなかった場合、修正、再検討が困難。また、複数候補地で各種条件を比較することで説得力が生じる。</li> <li>・1箇所の提示は、地元の強い反発が予想され話合いが進まない。</li> <li>・<u>県内全自治体の参加により責任を等しく負う。</u></li> </ul>
② 国側から絞り込みのプロセスの明示を受けた上で1ヶ所の提示	<u>17</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国が最終処分場等を県内1箇所に設置すること」と説明したことが前提。指定廃棄物処理の主体である国が一連の責任を有すると考える。<u>(2市町村)</u></li> <li>・自治体間の協議等によって複数候補地から段階的に絞り込むのは非常に困難を伴う。</li> <li>・国から科学的合理性に基づいた絞り込みのプロセスを出してもらうことで、早期に候補地選定が進む。</li> <li>・選定過程において複数の候補地の絞り込みとした場合</li> </ul>

<p>を受ける</p> <p>②</p>		<p>に、候補地ごとの適否の検討において地域感情が先行する。選定のプロセスについて市町村との丁寧な意見交換を行いながら1ヶ所の候補地を提示し、国の責任の下で当該市町村の理解を得ることに全力を傾注することが肝要。（2市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補地となった複数の市町村の間に無用の競争や混乱が生じ多くのしこりやわだかまりが残り市町村間の協力体制が崩れる。（5市町村）</li> <li>・有識者会議で候補地の安全性を繰り返し検証し、市町村長会議で提示された考慮すべき事項などを踏まえて、環境省が候補地を提示する手順を選択した。</li> <li>・国の責任として選定理由を明確にするとともに、十分な説明を行い県内全市町村の連携のもと合意形成を目指すことが重要である。（3市町村）</li> <li>・調査資源を重点的に投入することが可能となり、もって将来的に安全安心でかつ万全な対策が講じられることが期待される。</li> <li>・①は一見民主的な印象を与えるが、他方、提示された自治体間の力関係で決まってしまうという印象を与えかねず、首長、住民からも賛同を得られない。たとえ時間がかかったとしても、国が選定プロセスを公開し、粘り強く住民の理解を得るべく説明していくことが最善の道と考える。</li> <li>・国の責任と誠意及び第三者の平等な目をもって選定できる。</li> <li>・選定の基本的考え方やプロセスの丁寧な説明を通じて、地域の実情を選定の段階でどう反映したかを示せる。</li> </ul>
<p>③ その他</p>	<p>国有地の活用</p> <p>複数候補地の提示を受け、段階的1ヶ所に絞り込む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な面積を持つ国有林以外の国有地についても活用すべきではないか。</li> <li>・今回の各自治体へのアンケートの主旨から、専門的な立場の有識者会議と地域の実情を理解している首長らが、キャッチボールをしながら段階的に複数選定を進め、さらに1か所に絞り込み、その結果を発表すべき。<u>複数市町村にまたがる場合、近隣市町村への提示も必要。</u>（4市町村）</li> </ul>

## 2. 選定条件として考慮すべき地域の状況について

条 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の条例により、土地の区画形質の変更が一定規模を超える等の場合には、条例に基づく手続きが必要。</li> <li>・独自の条例により、環境影響の程度が特に著しいものとなるおそれがあると認めるときは、造成規模に関わらず、環境影響評価等の手続きが必要。</li> <li>・水道水源保護地域を指定し、廃棄物の最終処分場の設置を規制している。</li> </ul>
震災による被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により、多くの市民が被災し、大変厳しい状況に見舞われ、計り知れない精神的ダメージを受けた。</li> <li>・除染対象区域に指定されている。</li> <li>・津波により壊滅的な被害を受けた。</li> <li>・震災復興が何よりも優先される課題である。</li> </ul>
指定廃棄物・農林業系副産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染廃棄物を長期にわたり一時保管をしている。国の最終処分場の設置計画が遅延している現状により、最終処分場の設置場所とスケジュールを示す必要がある。</li> </ul>
水 源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水源は、井戸水（深井戸）より取水している。</li> <li>・市の約半分を森林が占め、水源として豊かで質の良い水の恵みをもたらしている。</li> <li>・大規模な水道水源を擁している。（4市町村）</li> <li>・水源の森を擁している。（2市町村）</li> <li>・土地の殆どが水道水源の上流域となっており、排水が非常に厳しく規制されている。</li> <li>・水道水源は、表流水、井戸水に頼っている。</li> <li>・飲料水等の水源地や地下水脈を確認の上、極力影響のない立地とすること。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有林や県有地を含めた公有地が少ない。（2市町村）</li> <li>・商業施設が集積している。</li> <li>・多くのニュータウンが開発・分譲されている。</li> <li>・世界的な工場が立地している。</li> <li>・演習場がある。</li> <li>・人口集中地区（D I D）から少なくとも相応の離間距離をおいて立地すること。</li> </ul>
農林水産物の産地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・漁業・水産加工業など、産業が盛んである。</li> <li>・水産資源の宝庫である。</li> <li>・山菜、きのこ、イワナの名産地である。</li> <li>・林業、畜産業の盛んな地域である。</li> <li>・果樹栽培が盛んな地域である。</li> <li>・鶏卵の一大産地である。</li> <li>・米の一大生産地である。</li> </ul>
観光・自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸地帯や山岳地帯は、自然環境保全地域に指定。（2市町村）</li> <li>・桜の名所がある。</li> <li>・特別名勝を擁する。（2市町村）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少動物が生息している。</li> <li>・名湯を擁する。（2市町村）</li> <li>・国営公園を擁している。</li> <li>・国定公園に属している。（2市町村）</li> <li>・観光地名を冠したブランド品を製造している。</li> <li>・著名な観光地に隣接している。</li> <li>・<u>県立自然公園を有する。</u></li> </ul>
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部山岳は、地すべり危険等地域である。</li> <li>・断層・活断層地帯がある。（2市町村）</li> <li>・山間部には保安林が存在している。（2市町村）</li> <li>・土砂の崩落事故や落石事故，土砂災害事故は毎年発生している。</li> <li>・地震で発生した崖崩れによる通行止めや避難勧告があった。（2市町村）</li> <li>・緊急減災対策砂防計画を作成しなければならない火山を擁している。</li> <li>・活火山を擁している。</li> <li>・大規模な地すべり地帯を擁している。</li> <li>・深層崩壊・表層崩壊の危険度が高い地域を擁している。</li> <li>・急峻な地形、不安定な地質地帯である。</li> <li>・沿岸部は津波浸水区域である。</li> </ul>
他の廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の整備を進めている。</li> <li>・産業廃棄物最終処分場がある。</li> <li>・焼却施設において災害廃棄物を受け入れている。</li> <li>・災害廃棄物処理実証事業が中断している。</li> <li>・<u>最終処分場に災害廃棄物を受け入れている。又は受入予定がある。</u></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県から環境大臣宛の①から⑥の意見に明記されている内容等を重視し、慎重に選定にあたっていただきたい。</li> <li>・最終処分場の候補地の選定手順、評価項目、評価基準及び選定結果の提示方法等について、専門家による評価を実施するとともに、候補地における基幹産業への影響や自然条件等を十分考慮し、また、地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施し、最終処分場の安全性と地元住民の安心の確保を図る必要がある。</li> <li>・自然災害の危険のない場所で、観光地等の地域の実情を考慮して選定していただきたい。（2市町村）</li> <li>・<u>本市に適地とすべき土地はない。</u></li> </ul>

### 3. 地域振興策について

<p>交付金等・補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別立法による地域振興制度、交付金制度を創設すべきである。（<u>5</u>市町村）</li> <li>・自治体の実情やニーズに合わせた幅広い分野で使用できる交付金とする。</li> <li>・補助金、交付金で迷惑料を交付。</li> <li>・きちんとした制度を確立させ、財政支援を図る必要がある。</li> <li>・施設近隣住民への移転補償、施設から一定範囲の農地の買い取り、周辺住民への補償金の支払い。</li> </ul>
<p>施設整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域価値向上のための振興策や周辺地域に対する環境整備対策などの財政支援。</li> <li>・地球温暖化対策事業（再エネ、省エネ、コンパクトシティ、公共交通機関の活用、熱利用等）、公共用施設整備事業、電気料金割引事業、福祉対策事業等。</li> <li>・特別措置法等による地域整備等の地域振興策。（<u>2</u>市町村）</li> <li>・最終処分場からの安全な距離を取った迂回路の整備や、近隣住宅の個別移転。</li> <li>・道路等の生活インフラの整備だけでなく、農林業、観光業が想定される地域産業の振興を図るハード施設整備事業に係る支援。</li> <li>・道路、上下水道等のインフラ整備やコミュニティー施設の整備。</li> <li>・施設周辺に「自然を活かしたサイクリングロード、ハイキングコース、公園（遊園地）等」の整備。</li> </ul>
<p>制度整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域に係る振興策。（雇用促進）</li> <li>・安心して生産と販売ができる農業の仕組みづくりや、夢を持って就農できる支援策など、地域が活性化する支援が必要である。（<u>2</u>市町村）</li> <li>・新規転入者居住環境の整備と転入者支援制度の創設。）</li> <li>・雇用創出、所得対策、企業誘致。（<u>3</u>市町村）</li> <li>・ソフト事業に係る支援については、地域の実情に合わせられる自由度の高いものが必要。</li> <li>・<u>地域の実情を最大限考慮した地域振興策と、不利益を極力最小限にするための対策が必要。</u></li> </ul>
<p>風評被害</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業について風評被害を考慮した振興策が必要。（<u>4</u>市町村）</li> <li>・すべての風評被害に対する補償制度。（<u>3</u>市町村）</li> <li>・風評による産業への影響を防ぐため、情報の積極的な公開に</li> </ul>

	<p>より、危険性のないことをアピールする方策。（早い段階から対応が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害対策及び地域産業の振興支援。</li> <li>・観光に対する風評被害に対する補償・支援。（2市町村）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補地の選定と地域振興策を合わせた具体策を示すべき。（3市町村）</li> <li>・候補地を1箇所絞り込みを行った後に地域住民の意見を聞き、候補地の実情を十分踏まえ、検討する事。（3市町村）</li> <li>・候補地の提示がない現時点では、具体策はない。</li> <li>・原子力発電所の立地と同様の振興策は受け入れられない。</li> <li>・関係省庁と連携して、確実に実施するよう配慮願う。また、地元市町村の財政的事務的負担が伴わないものとする事。</li> <li>・設置に対する反対の立場から、地域振興策についての意見は控える。（2市町村）</li> <li>・市町村が要望するものではなく、国において示すべきもの。（2市町村）</li> <li>・県民の命と健康を守る幅広い対策をとるべきであって、地域振興策については、その次に検討すべき。</li> <li>・<u>実情にあった全てのものに柔軟かつ長期的に対応をお願いしたい。</u></li> <li>・モニタリング、住民への周知、健康診断などの実施</li> </ul>

#### 4. その他の意見・質問等

既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物を焼却している沿岸部の仮設焼却施設を利用しているの取組みや最終処分場内に整備される仮設焼却炉での対応を考慮できないか。</li> <li>・一般廃棄物の処理についても、沿岸部で設置された震災瓦礫の仮設焼却炉の活用や最終処分場に設置される焼却施設での一括処理を望む。</li> <li>・8,000Bq/kg以下の廃棄物処理についても受け入れ先がなく、県内産業廃棄物最終処分場で受け入れするようお願いしたい。</li> </ul>
安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大限安全性に配慮した最終処分場等を設置するとともに、新たな知見が得られた場合には、見直しを図るべき。</li> <li>・最終処分場等の設置や維持管理等に当たっては、関係住民や自治体の意見を十分に尊重し反映するべき。</li> <li>・地震等によって、放射能物質が外部に漏えいすることのない構造体とし、定期的に施設の躯体等の管理状況調査と併せて、</li> </ul>

	<p>放射能測定の常時監視を行い、地域住民に施設の管理状況の周知に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたるモニタリングによる安全性の確認については、地下水、河川等の放射性セシウム濃度の測定や、敷地境界や処分場から住宅地まで数地点の空間線量モニタリングが必要である。</li> <li>・第2監視期間まで設けているようであるが、100年で約16分の1に放射線量が減衰した後どう対応していくのかが見えてこない。どれだけの期間が必要なのか明示すること。（2市町村）</li> <li>・リスクの提示及びリスクへの対応について、万全を期している原子力発電所において事故が起きたことを踏まえ、あらゆるリスクの提示、リスクへの対応等も併せて示す必要があるのではないか。</li> <li>・施設は、特に安全の面で住民の了解を得られるものでなければならぬ。安全性・耐久性等が理解できるような「映像」を取り入れる等の工夫も必要と考える。</li> <li>・最終処分場等の第2期監視期間に移行すると100年以上にもなると推測され、長期的な維持管理の体制については、環境省に専門部署等の設置等を検討しているのか。</li> <li>・恒久的に放射線の遮断力を確保出来るのか。</li> <li>・地震等の災害に対する安全性の確保はどうなっているか。</li> <li>・敷地境界等での放射線の監視方法及びデータの公表はするのか。</li> <li>・施設の維持管理や監視体制はどうなるのか。</li> <li>・万が一流出等の事故が発生した場合の対応はどうするのか。</li> </ul>
<p>選定手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場は、安全に関する詳細調査（ボーリング等による地盤、地質、地下水等）の実施、評価を確実に行うこと。</li> </ul>
<p>容量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国が想定している最終処分場の容量は、「特定廃棄物で未指定のもの(今後、指定を予定されているもの)」も存在すると考えられる。これらの量も調査把握したうえで、最終処分場の容量を再検討すべきである。</li> </ul>
<p>経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>年度区分ごとの当該対応に係る経費の賠償については東京電力及び国の責任において厳正に対応すること。また賠償が遅延した場合は遅延損害金を徴収できるよう国に求める。</u></li> </ul>